

【公表】

整理番号	50
契約番号	4農振財契第620号
件名	高光量人工気象器の購入
入札方法	ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを使用した電子入札
納入場所	東京都江戸川区鹿骨1-15-22 公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 江戸川分場 2階定温器室
概要	人工気象器 2台 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和5年3月31日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	実施しない
開札予定日時	令和4年10月5日(水) 午前10時00分(ビジネスチャンス・ナビ上で実施)
希望申出期間	令和4年9月15日(木)10:00から令和4年9月26日(月)16:00まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとしします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 江戸川分場 住所 東京都江戸川区鹿骨1-15-22 電話 03-3679-1458

# 仕 様 書

- 1 件 名 高光量人工気象器の購入
- 2 納入場所 東京都江戸川区鹿骨 1-15-22  
公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター  
江戸川分場 2 階定温器室
- 3 納入期限 令和 5 年 3 月 31 日
- 4 数 量 2 台
- 5 規 格 (1) 光量が照度 70000 lx 以上、光量子量 900 $\mu\text{mol}/\text{m}^2 \cdot \text{s}$  以上であること  
(2) 照明機器は電球色 LED で植物育成用であること  
(3) クローズド型で、温度、湿度、光量が制御できること  
(4) 1/2000a ワグネルポットを 4 つ入れられるように、  
内寸の縦と横がいずれも 550mm 以上、高さが 1050mm 以上であること  
(5) 温度が 5 $^{\circ}\text{C}$  以下および 50 $^{\circ}\text{C}$  以上で制御できること  
(6) 湿度が 50%RH 以下および 90%RH 以上で制御できること (25 $\sim$ 45 $^{\circ}\text{C}$  時)  
(7) 定値運転 / 昼夜切替方式 (24h) であること  
(8) 本体搬入据付を行なうこと (エレベーター無し)
- 6 支払方法 検査完了後、適切な支払請求書を提出した日から 30 日以内に支払う。
- 7 その他
  - (1) 納品後は動作確認を実施すること。
  - (2) 納入場所までの輸送費、設置、調整費用は契約金額に含めること。
  - (3) 環境により良い自動車利用について  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
    - ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号) 第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
    - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号) の対策地域内で登録可能な自動車であること。  
なお、当該自動車の自動車検査証 (車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
  - (4) 暴力団等排除に関する特約条項  
暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
  - (5) 東京都グリーン購入推進方針 (別紙) に配慮すること。
  - (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
    - ① 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
    - ② 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限 (納入期限) の延長のための協議を行う。  
この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。
- 8 連絡先  
〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨 1-15-22  
公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 江戸川分場  
TEL 03-3679-1458

## 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

### <原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採種されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えてないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び大量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

### <製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

### <使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

### <その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス）の使用、排出が少ないもの